平成２３年（フ）第２３４８号
福岡市東区舞松原２丁目６番14号
債務者　陣内　芳之
1　決定年月日時　平成23年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２３９０号
福岡県大野城市白木原４丁目６番９号ウィンカーム101号
債務者　万田　裕子
1　決定年月日時　平成23年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第３２９号
福岡県久留米市野中町247番地２　スウィートベル201号
債務者　山本　暁子
1　決定年月日時　平成23年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第３３７号
福岡県久留米市田主丸町以真恵653番地１
債務者　今村嘉代美
1　決定年月日時　平成23年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第１７５号
北海道小樽市高島５丁目１番９号
債務者　工藤　貴之
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（フ）第１７８号
北海道小樽市勝納町８番43号　ＢＬＵＥ　ＳＫＹ　Ｋ　103号、前住所北海道小樽市奥沢４丁目12番26号
債務者　竹下　慎吾
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（フ）第１７９号
北海道小樽市勝納町８番43号　ＢＬＵＥ　ＳＫＹ　Ｋ　103号、前住所北海道小樽市奥沢４丁目12番26号
債務者　竹下かすみ
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（フ）第１８５号
北海道小樽市望洋台２丁目24番６号
債務者　尾形ひとみ
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（フ）第４７号
秋田県由利本荘市石脇字石脇135番地
債務者　三浦まゆみ
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２３年（フ）第７８号
秋田県大館市比内町笹館字羽立144番地１、前住所秋田県大館市比内町扇田字大谷地26番地１　２－８Ａ号
債務者　藤原　　剛
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２３年（フ）第４０９号
山梨県南アルプス市藤田46番地６
債務者　遠藤　幹人
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４１３号
山梨県甲府市上石田４丁目７番５号Ａ
債務者　金丸　眞美
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４３８号
山梨県中央市臼井阿原1263番地３　早川住宅15
債務者　兵藤光晴こと　ヒョウドウ　アレックス　ミツハル
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１３５号
長野県松本市開智３丁目１番27－６号　ロフトプラス105
債務者　清水　　明
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第２８６号
長野県北安曇郡松川村3363番地692
債務者　降旗すみれ
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第４５４号
長崎県長崎市中里町475番地１
債務者　井上　達雄
1　決定年月日時　平成23年11月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第５３９号
岐阜県瑞穂市野白新田420番地６　ファミールホズミ601号
債務者　高橋　誠一
1　決定年月日時　平成23年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで
岐阜地方裁判所